

- (1) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当します。
- (2) 物価高対応子育て応援手当の支給要件の該当性等を審査等するため、町が必要な公簿等の確認を行うことや必要な資料を他の行政機関等に求めることに同意します。
- (3) 公簿等で確認できない場合は、関係書類の提出を行います。
- (4) この届出書は、町において支給決定をした後は、物価高対応子育て応援手当の請求書として取り扱います。
- (5) 町が支給決定をした後、届出書の不備による振込不能等の事由により支払が完了せず、かつ、令和8年5月31日までに、町が届出者に連絡・確認できない場合に、物価高対応子育て応援手当が支給されないことに同意します。
- (6) 物価高対応子育て応援手当の支給要件に該当しないことが判明した場合には、物価高対応子育て応援手当を返還します。
- (7) 離婚等により、児童手当元受給者から物価高子育て応援手当を受領等していません。

振込先金融機関口座確認書類

※受取口座の金融機関名、口座番号、口座名義人（カナ）が分かる
通帳やキャッシュカードの写し

（２．新規振込先指定口座のイを選択した場合は提出してください。）

本人確認書類

※マイナンバーカード、運転免許証、旅券等の写し

（２．新規振込先指定口座のウを選択した場合は提出してください。）